



平成 27 年 8 月 7 日

各 位

東京都品川区東品川四丁目 12 番 8 号
株 式 会 社 S J I
代 表 取 締 役 社 長 劉 天 泉
(JASDAQ: 2315)

問合せ先：
経営企画本部 副本部長 藤井 肇
TEL 03-5769-8200 (代表)

社外委員会からの検証報告書の受領に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 6 月 24 日付「再発防止策及び法令遵守体制の整備等の改善措置の実施状況並びに今後の方針等に関するお知らせ」および平成 27 年 7 月 23 日付「社外委員会からの検証報告書の受領予定の変更及び改善措置に係る当社の今後の方針に関するお知らせ」のとおり、社外委員会において第三者委員会で認定された本件各不正行為当時のコーポレートガバナンスの問題点等に係る事実調査及び当社における再発防止策の実施状況等の検証を行ってまいりました。

このたび、本日付で社外委員会から検証報告書を受領いたしましたので、添付資料の「検証報告書（要約版）」にてご報告いたします。

なお、当社は当該検証報告書における社外委員会の指摘や提言等を真摯に受け止め、その提言等に沿って鋭意改善に取り組むとともに、当社元役員に対する責任追及や本件に関与した職員に対する人事処分も速やかに実施する方針であります。詳細は確定し次第、速やかに開示いたします。

以 上

平成27年8月7日

検証報告書（要約版）

株式会社S J I 社外委員会

委員長 宗 像 紀 夫

委員 堀 内 捷 三

委員 根 津 宏 行

第1 本検証に至る経緯

1 株式会社S J I 社外委員会の設置

株式会社S J I（以下「S J I」という。）は、平成26年8月上旬、過年度の有価証券報告書虚偽記載の疑いにより、証券取引等監視委員会（以下「SESC」という。）の調査を受けたことを機に、同月中旬、「社内調査委員会」を設置し、調査を進めたところ、過年度のハードウェア取引の一部が通常の商取引ではなく、実質的には金融取引であった可能性があり、これら不適切な取引にS J Iの代表取締役会長兼社長の李堅氏（以下「李氏」という。）が関与していた可能性が判明した。そこで、S J Iは、同年10月10日、更に詳細な事実調査等を実施するため、「第三者委員会」を設置した。

第三者委員会は、平成27年1月30日付けで公表した「調査報告書(要約版)」において、後述するAないしDの各不正行為が李氏の主導により行われた事実を認定した上で、6項目の再発防止策を提言するとともに、この再発防止策の実行に際し、外部専門家から構成される「社外委員会」を設置し、同委員会から、S J Iグループのコンプライアンスの抜本的な見直し、各種規程等の改定及び運用の見直し、全役員・社員へのコンプライアンス研修受講の義務付け等の内容を含む総合的かつ包括的なコンプライアンス充実・強化に向けた具体的方策について助言を受けつつ、「社外委員会」に対し、各種再発防止策の実施状況を定期的に報告し、外部の厳しい目による検証・助言を受けながら、半年後を目途に、各種再発防止策の実施を完了するのが望ましいと思われる旨の提言をした。

S J Iは、上記提言を踏まえ、S J Iの総合的かつ包括的なコンプライアンス充実・強化に向けた具体的方策の実施状況及び再発防止に向けた李氏を始めとする経営陣の取組状況についての検証と意見具申を要請するために、同日付けで、株式会社S J I社外委員会（以下「当社外委員会」という。）を設置した。

2 社外委員の選任

S J Iは、同日、弁護士宗像紀夫を委員長、弁護士堀内捷三及び弁護士根津宏行をそれぞれ委員として選任し、検証を委嘱した。

第2 当社外委員会の構成と委嘱事項

1 当社外委員会の発足と構成

上記3名により、同日、当社外委員会は発足し、弁護士宗像紀夫が委員長に就任した。

当社外委員会の委員の構成は、以下のとおりである。

委員長	宗 像 紀 夫	弁護士	宗像紀夫法律事務所所長 内閣官房参与 元名古屋高等検察庁検事長 元最高検察庁刑事部長 元東京地方検察庁特別捜査部長
-----	---------	-----	---

委員	堀内捷三	弁護士	宗像紀夫法律事務所 元中央大学大学院法務研究科教授 法学博士
委員	根津宏行	弁護士	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー 元東京地方検察庁検事 株式会社S J I 第三者委員会委員長

なお、当社外委員会の運営は日弁連ガイドラインに準拠して行っており、委員長及び委員は、S J I 及びその連結子会社とは何らの利害関係も有していない。

2 検証の対象・範囲

当社外委員会に対する委嘱事項は上記のとおりであるが、当社外委員会は、第三者委員会が提言した6項目の再発防止策（①不適切な取引の発生防止に向けた事前及び事後の取引チェック機能の充実・強化、②関係会社の管理体制の充実・強化、③財務経理部門の機能の充実・強化、④社用印章の管理体制の強化、⑤内部通報制度の有効・充実化、⑥全社的なコンプライアンス意識向上に向けた研修受講の義務化）に加え、S J I が独自調査に基づき再発防止策として挙げた2項目（⑦貸付債権・借入債務・仮払金（前渡金）等の管理に係る実施過程の客観性の確保、及び⑧貸付債権・借入債務・仮払金（前渡金）等に係る会計上の見積りの実施過程の客観性の確保）について検証を行った。

さらに、当社外委員会は、上記検証項目の検証に伴い、S J I の意向を受け、①ガバナンス体制の現状、その問題点、ガバナンス体制が機能不全に陥った原因及びその再構築、②一連の不正行為等に対する事実の認定と関係者の責任、③各種提言等をも検証の対象とした。

3 検証作業期間

発足日である平成27年1月30日から本報告書の提出日である同年8月7日までのおおむね半年間である。

第3 第三者委員会が認定した各不正行為の概要

第三者委員会が「調査報告書（要約版）」において認定した各不正行為及びそれに伴う不適正な会計処理の概要は以下のとおりである。

1 国内におけるハードウェア取引10件（以下「A取引」という。）

S J I が平成23年3月期及び平成24年3月期において、国内ハードウェア取引として、合計20億6,063万2,770円の仕入れ及び売上を計上していた取引10件は、当該ハードウェア取引を仮装した取引であり、その実態は李氏個人に対する資金融通であって、S J I から仮装仕入先への前渡金として支払われた資金は、李氏個人の借入金の借換え等の資金繰りに充てられていた。もっとも、李氏は、上記出金額については、自己の借入れ等により調達した資金を原資として、仮装販売先を経由し、10件分で合計約2.5%の利息とも評価でき

る金額（以下「利息相当額」という。）を付して、S J Iに合計21億1,176万9,167円を販売代金名目で戻し入れているため、この取引による実害は生じなかった。この取引に際し、李氏は、事情を知らない部下のE氏に国内ハードウェア取引を行う旨の虚偽の事実を告げて虚偽の説明資料等を作成させ、取締役会において虚偽の説明をさせて取締役会の承認を得た上で、更に事情を知らないE氏に指示して、各取引に必要な内容虚偽の証憑等を作成させて所定の手続を踏ませていた。

2 海外におけるハードウェア取引1件（以下「B取引」という。）

S J Iの100パーセント子会社である恒星情報（香港）有限公司（以下「S J I香港」という。）が、平成24年3月期から平成25年3月期にかけて、海外ハードウェア取引として、11億9,916万6,400円の仕入れ及び売上を計上していた取引1件は、当該ハードウェア取引を仮装した取引であり、その実態は李氏個人に対する資金融通であって、S J I香港から仮装仕入先への前渡金として支払われた資金は、李氏個人の借入金の借換え等の資金繰りに充てられていた。もっとも、李氏は、上記出金額については、自己の借入れ等により調達した資金を原資として、仮装販売先を經由し、約4.9%の利息相当額を付して、S J I香港に12億5,733万4,978円を販売代金名目で戻し入れているため、この取引による実害は生じなかった。この取引に際し、李氏は、事情を知らない部下のF氏に海外ハードウェア取引を行う旨の虚偽の事実を告げて虚偽の説明資料等を作成させ、取締役会において虚偽の説明をさせて取締役会の承認を得た上で、更に事情を知らないF氏に指示して、各取引に必要な内容虚偽の証憑等を作成させて所定の手続を踏ませていた。

3 李氏がS J I香港による債務保証を行い、これにつき会計処理がなされなかったこと（以下「C取引」という。）

S J I香港は、平成25年3月期において、取引先であるL社がO社から事業資金として1億円を借り入れるに当たり、L社からの要請を受け、李氏（当時、S J I香港の董事長）が董事としてS J I香港において債務保証（連帯保証）を行ったが、この1億円の連帯保証債務につき、他の董事らに伝えることを失念していたため、これにつきS J I香港において会計処理がなされなかった。なお、S J Iの職務権限規程に付された「金額決裁権限表」によれば、S J I香港における1億円以下の債務保証については、董事長の決裁事項とされており、かつ、親会社であるS J Iの社長の決裁事項であり、同社の取締役会への報告を要する事項とされていたが、上記債務保証については、S J Iの取締役会への報告はなされていなかった。もっとも、この債務保証については、主債務の全額弁済に伴い消滅したため、S J Iに実害は生じなかった。

4 李氏がS J I内部の承認手続を経ずに、銀行から19億円の融資を受けるとともに、事業会社2社から合計9億2,500万円を借り入れ、後日、返済したものの、これらの貸借取引につき会計処理がなされなかったこと（以下「D取

引」という。)

S J Iでは、李氏は、事業持株会社からのS J Iの借入れの借換えの資金として約19億円を必要としていたところ、知人の紹介を機に、平成26年3月期において、それまでS J Iと取引のなかったP銀行から19億円の融資を受けた。これに際し、李氏は、S J I社内の承認手続を経ずに、自らP銀行にS J I名義の口座を開設した上、同行から19億円の融資実行を受けるために必要な書類等に署名し、所定の手続を経ずに持ち出したS J Iの実印を押印し、上記口座開設後、1か月以内に利息を付して上記19億円全額を返済したものの、これにつき、S J Iの財務経理部門には知らせていなかったため、会計処理がなされていなかった。また、李氏は、上記口座を開設してから閉鎖するまでの間、S J Iの社内の承認手続を経ずに、事業会社2社から、合計4回にわたり、合計9億2,500万円を借り入れ、平成26年3月期のうちに全額を返済したものの、これについても、S J Iにおいて会計処理がなされていなかった。

第4 本検証開始後のS J Iが直面している状況等

1 S J Iを取り巻く関係機関等の動き等

当社外委員会発足後、株式会社東京証券取引所上場部は、平成27年2月25日、S J I株式を特設注意市場銘柄に指定するとともに、S J Iに対し、上場契約違約金として2,000万円の徴求を決定した。これを受け、S J Iは、同年3月31日、上記2,000万円を支払った。同年3月27日には、SESCが、S J Iに係る有価証券報告書の虚偽記載につき検査した結果、法令違反の事実が認められたとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、1億9,246万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。これを受け、金融庁長官は、同年4月23日、S J Iに対し、課徴金1億9,246万円を国庫に納付することを命じる旨の決定をした。S J Iは、同年6月24日、上記金額の課徴金を国庫に納付した。

2 S J Iの対応状況及び経営陣の刷新

(1) S J Iの対応状況

S J Iは、平成26年10月10日、第三者委員会設置に当たり、李氏の代表取締役社長辞任の申出を受理し、同氏を取締役とし、後任に、代表取締役会長である石濱人樹氏を代表取締役会長兼社長とするとの人事異動を公表した。

さらに、S J Iは、平成27年1月30日、第三者委員会の調査報告書の受領を踏まえ、李氏のS J I香港の董事長からの退任とともに、李氏を取締役としての権限は海外資産の売却及びそれに伴う資金調達に限定され、資金決済等の権限は有しない旨を公表した。なお、S J Iにおいては、本件各不正行為の発覚後、現在までに、李氏を始めとする関係役職員に対する処分及び責任追及等を行っていない。

(2) S J Iの経営陣の刷新

平成27年6月29日に開催されたS J Iの定時株主総会において、石濱人樹代表取締役会長、北村克己代表取締役、琴井啓文取締役副会長、李堅取締役の4名が退任し、代わりに、八木隆二氏（以下「八木氏」という。）及び山口健治氏（以下「山口氏」という。）ら6名が取締役として新たに選任された。旧取締役のうちでは、劉天泉氏（以下「劉氏」という。）がただ一人取締役に再任された。また、常勤監査役の岡田俊夫氏らが辞任し、代わりに監査役として古賀勝氏（以下「古賀氏」という。）らが選任された。そして、同日開催されたS J Iの取締役会において、劉氏が代表取締役社長、八木氏が代表取締役会長、山口氏が代表取締役、古賀氏が常勤監査役にそれぞれ選任された。

第5 本検証に対する当社外委員会の基本的な考え方

第3記載の第三者委員会の事実認定で述べたように、李氏の各不正行為のうち、A・B及びD取引は、代表取締役社長の職にある李氏が、S J Iの役職員の目を欺いて、S J Iの資金を流出させ、自己の用途に費消したことに加え、S J Iの役職員に秘匿しながら、自らS J Iの口座を開設し、金融機関から融資を受け、その一部を自己の用途に費消し、又は、自己の用途に費消する目的で借入れをしたというものである。（なお、C取引については、代表取締役の職務権限内の債務保証行為について、取締役会の承認を失念したというもので、比較的軽微な事案であるので、ここではあえて論及しない。）

確かに、前述のように、トータル的に見て、これらの一連の不正行為により、会社に実害を生じさせていないとしても、李氏のかかる行為は、S J Iの諸規程を無視しており、コンプライアンス上大きな問題があったことは明らかである。そして、より本質的には、同社の内部統制システム等を無効化したという点では、S J Iのコーポレートガバナンスの観点から見ても非常に深刻な事態を招いたものである。したがって、李氏の一連の不正行為は、上場会社の経営トップとしてあるまじき悪質な行為と評価せざるを得ない。そのために、株主、投資家などの信頼を大きく損ない、S J Iは、東証により特設注意市場銘柄に指定されるに至ったのである。

今回の案件は、企業のトップである代表取締役社長が、自己が抱える多額の債務の返済資金に充てるべく、周囲の部下たちが自己の違法行為に異を唱えることができない社内体制をよいことに、会社資金をほしいままに流用したという点に問題があり、これは、基本的には当該代表取締役社長の規範意識の欠如、法令遵守意識の欠如の問題であり、その意味では企業幹部の「コンプライアンス意識の欠如」が問題とされるべきともいえる。しかし、当社外委員会は、企業全体として適正な業務運営をなぜ実行できなかったのか、なぜ企業トップの違法行為を許してしまったのかという観点から、本件を、典型的なコーポレートガバナンス体制の問題と捉えるべきものとする。前者は、企業トップの資質の問題であり、後者は企業がその運営を組織として適切に行うための組織体制、企業風土の問題

でもあるというべきであろう。当社外委員会は、究極のコーポレートガバナンスは企業のトップの違法行為を、社内の者達がいかにチェックし、制御し、是正することができるかに掛かっていると考え。そして、その組織体制は、後に詳述するとおり、取締役会であり、監査役会であり、外部取締役、外部監査役であり、コンプライアンス室であり、内部通報制度であり、新たに設置が検討されている「経営監視委員会」である。

したがって、S J Iが株式を公開している上場会社として株主や投資家、市場関係者等の信頼を回復するためには、李氏の各不正行為を可能ならしめたコーポレートガバナンスの問題点を徹底的に究明し、会社トップの違法行為をチェックし、その再発防止を可能にするようなガバナンス体制の再構築を図ることが急務であると考え。こうした観点から、当社外委員会は、第三者委員会の調査報告書に独自の調査結果に基づく事実認定を加味して、李氏の一連の不正行為を可能にした原因、それが放置されてきた原因、S J Iのガバナンス体制が機能不全に陥った原因等を究明し、同社のガバナンス体制の再構築のために有効な方策等について検討した。

第6 本検証の方法

当社外委員会は、発足後、予備的な打合せなども含め、合計17回の会議を開催して、審議を行ってきた。

当社外委員会は、李氏による一連の本件各不正行為がS J I内において、なぜ見過ごされてきたのか、発覚後もなぜ社内での調査を速やかに行うなどの適切な措置が講ぜられず、隠蔽が図られてきたかなどの事実関係の解明を通じて、本件各不正行為当時のS J Iのコンプライアンス（法令遵守）、内部統制等の実状、各種規程及びその運用状況の調査、その機能の有無、機能していない場合にはその原因・理由等の解明等を通して、今後のコーポレートガバナンス（会社が正常に機能するための統治・監視組織）体制等の在り方・態様等について討議を重ねるとともに、第三者委員会が再発防止策として提言した6項目等についても、S J Iの担当者からその検討状況及び実施状況等について報告を受け、適宜、助言を行うなどして、その有効性・妥当性等についても検証を行ってきた。

当社外委員会は、検証の実施に際しては、先に第三者委員会が調査にあたって参照した資料を引き継ぐとともに、その他必要とされる資料につきS J Iからも適宜資料の提出を受け、当該資料を精査するとともに、S J Iの役職員ら関係者合計20名に対してヒアリングを実施した。また、S J Iの個別的な再発防止策に係る各検証項目につき、担当部署から検討状況・再発防止策の実施状況等についても、適時に報告を受け、これに対する助言をするなどして検証を行った。

この検証の過程で、平成27年6月29日開催のS J I 定時株主総会において、李氏ら旧経営陣の取締役は、代表取締役副社長である劉氏以外の4名全員が任期満了により退任し、これに代わり、6人の取締役が選任され、同日開催された取

締役会において劉氏が代表取締役社長に就任した。こうした経営陣の刷新を踏まえ、当社外委員会は、新経営陣の劉氏ら代表取締役3名及び常勤監査役に対してもヒアリングを実施した。

その結果、当社外委員会は、上記の代表取締役らから、新体制の下でも旧体制の方針を引き継ぎ、当社外委員会の提言に沿ってS J Iのコーポレートガバナンスの再構築に向けて、引き続き積極的に取り組む方針であるとの確約を得たので、一連の検証作業を終えることにした。なお、当社外委員会は、各種資料等の提供やヒアリング等に御協力いただいたS J Iの関係者各位に対して、深甚なる感謝の意を表するものである。

第7 当社外委員会の検証により新たに判明した事実の概要

当社外委員会は、李氏が行った各不正行為に関与した者が他にいなかったのか、取り分けA・B取引については、ハードウェアの取引を偽装してS J Iの資金を社外に流出させるという不正取引のスキームを考案したのは誰か、どのような経緯・動機によりA・B取引のスキームが考案されたのか、SESCの調査を受けるまでの間、李氏の行った不正行為がいかんにして隠蔽されたのかなどについて調査を進めた。その結果、李氏以外の役職員のA・B取引への関与の有無につき、①当時、S J Iの取締役副社長であった琴井啓文氏（以下「琴井氏」という。）が李氏の実行しようとしている不正取引のスキームの概要を認識しつつ、これを認容していたこと、②当時、S J Iのコーポレート統轄本部長兼常務執行役員として代表取締役社長である李氏を支える立場にあったG氏も、李氏が不正な取引を行っている可能性を認識しつつ、これを放置し、あえて止めようとしなかったこと、③李氏の指示を受け、A取引の事務処理を担当したE氏は、当時、A取引につき不審点を感じていたにもかかわらず、調査するなどの措置を講じず、漫然と李氏の指示に従って、A取引に係る社内の事務処理を継続的に行ったこと、④李氏の指示を受け、B取引の事務処理を担当したF氏は、当時、国外ハードウェア取引につき、貿易の事務等について調査するなどすれば、B取引の不審点等を発見し得たにもかかわらず、これを怠り、漫然と李氏の指示に従って、B取引に係る社内の事務処理を行ったことなどの事実が認められた。

これに加え、平成24年10月から開始されたS J Iに対する東京国税局による税務調査の過程で、少なくともA取引については、その実態はハードウェアの譲渡等を伴わない架空取引であったとの疑いが発覚し、その後、平成25年7月30日付けでS J Iに送付された、品川税務署長名義の「消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書」（以下「本件賦課決定通知書」という。）には、A取引10件については、当時の海外事業開発本部長であったE氏が仕入先及び販売先の担当者に指示して、架空の証憑を作成させるなどして、架空取引を行っていた旨明記されていたにもかかわらず、当時のコーポレート統轄本部長であったG氏（平成25年8月8日付けで取締役役に就任）が、取締役会等にあえて報告せず、公表も避けるなどして、表面化することを回避しようとし、隠蔽を図った。

そのため、取締役会等において、A取引の実在性等につき疑念を抱いて、調査するなどの適切な措置が講じられなかったという事実が認められた。

第8 当社外委員会が認定した事実及び関係者の責任

当社外委員会の調査・検証作業により、A・B取引においては新たに琴井氏及びG氏の関与が判明し、また、李氏的不正行為の発覚がG氏の主導の下に隠蔽されてきた事実が明らかになった。なお、C・D取引については、李氏以外に関与した役職員は認められなかった。

1 当社外委員会が認定した事実

(1) A・B取引への琴井氏らの関与

李氏及び琴井氏は、従前から、合計で30億円か40億円の個人的債務を負っていたところ、S J Iに対する増資を引き受けることになっていたJグループ側から、この増資とは別に、上記債務の返済資金として約20億円の融資を実行できる可能性がある旨告げられていたものの、Jグループ側から、平成22年1月頃、その融資の実行は困難であるため、同グループから既に払い込まれた増資資金36億円のうち約20億円につき、ハードウェア取引を仮装して、資金をS J Iグループから払い出させ、これを李氏及び琴井氏の上記債務の返済に充てるよう提案され、これを了承した。そこで、李氏及び琴井氏は、真実は実態のない仮装取引であって、これを仮装することにより、S J Iから資金を流出させ、これを李氏及び琴井氏の個人的な債務の借換え資金等に流用することを画策し、個別の取引については、李氏が主導し、A取引についてはE氏、B取引についてはF氏に指示して、その事務処理を行わせていた。G氏は、当該A・B取引については、李氏及び琴井氏の個人的な債務と密接な関連を有する取引であり、不審な点があることを認識しつつも、これを黙認していた。E氏は、A取引につき、事務処理を行う中で、この取引に不審な点があることに気が付いていたが、これを指摘したり、調べたりするなどの措置を講じなかった。他方、F氏は、B取引に係る事務処理を行う中で、取引の不審点にすら気が付いていなかったものの、注意深く調べるなどすれば、不審な点を発見し得たにもかかわらず、これを怠り、漫然と李氏から指示されたとおりに事務処理を行っていた。

(2) 李氏らによる不正行為の発覚を遅らせ、回避するためになされた一連の隠蔽行為

当社外委員会は、この不正行為の発覚が隠蔽された経緯及び原因等を解明するために、I氏、H氏及びG氏らS J Iの役職員ら20名に対してヒアリングを実施するとともに、取締役会議事録、実際の取締役会の音声の再生、取締役会付議起案書、メール文書等の物証の精査を行うなどの事実調査を実施した。

その結果、S J Iにおいては、①平成24年10月から12月頃までの間の税務調査の過程、②平成24年12月27日開催の取締役会における税務調査

状況の報告時、③税務調査終了後の平成25年3月25日付けの消費税及び地方消費税の修正申告時、④平成25年7月30日付けの品川税務署長名義の本件賦課決定通知書の受領時、⑤平成25年11月14日開催の取締役会における重加算税等についての説明時という5つの機会において、当時、コーポレート統轄本部長又は取締役であったG氏らが主導して、不正行為の隠蔽が行われた結果、少なくともA・B取引が不正なものであったとの発覚が遅れた事実が認められた。すなわち、G氏及びH氏は、平成24年10月以降の国税当局による税務調査の過程で、同年内には既に、国税当局から、A取引は架空取引の疑いがある旨指摘されたことについては、I氏から報告を受けて了知していたにもかかわらず、何らの適切な対応を講じなかったばかりか、平成25年7月30日付けの本件賦課決定通知書を受領して閲覧し、A取引はE氏の関与した架空取引である旨明記されていることを認識したにもかかわらず、面倒臭い事態を回避するとともに、李氏の立場を慮るなどの気持ちから、取締役会や監査役会への報告をあえてせず、放置することによって、李氏の一連の不正行為の発覚を遅らせたものである。

2 当社外委員会が認定した事実を踏まえた関係者の責任について

(1) 李氏の責任について

李氏は、上場企業であるS J Iの代表取締役社長というトップの地位にありながら、個人的な債務の返済を目的として、違法な手段で会社資金を社外に流出させて、これを流用するなどしたもので、この行為は刑事上の責任に問われる可能性のある極めて悪質な行為であったと認定せざるを得ない。

さらに、李氏は、仮装取引等の事務処理も、部下職員には詳しい事情を告げずに指示して行わせるなどしており、AないしD取引の全てについて李氏の責任は重大であると言わざるを得ない。李氏は、既にS J Iの取締役を退任しているものの、各行為は取締役の善管注意義務等に違反していることは明白であり、本件に関連してS J Iに発生した損害について賠償する義務を負うべきである。

(2) 琴井氏の責任について

琴井氏は、A・B取引について、李氏のように取引を主導してはいないものの、李氏及び琴井氏の借金の返済に充てる資金をS J Iから流出させるため、Jグループからの増資資金20億円につき、ハードウェアの仮装取引を行うことを了承し、実際にその資金により借入れの一部が返済されたという点で、利得を得ていることも考慮すると、その責任は相当重いというべきものの、他方で、各取引の詳細については把握しておらず、李氏に委ねていた点や、C・D取引に関与していない点も考慮すると、全体としては、琴井氏の責任は李氏に比べて、軽いと評価すべきである。琴井氏も、李氏と同様、S J Iの取締役を退任しているものの、琴井氏が上記の態様でA・B取引につき関与した行為に

については、取締役の善管注意義務等に違反しており、本件に関連してS J Iに発生した損害について、李氏と共に賠償する義務を負うべきである。

(3) G氏の責任について

ア A・B取引への関与について

G氏は、執行役員の立場ではあるが、A・B取引に関しては、Jグループから払い込まれた増資資金を原資とする不審な取引であり、少なくとも李氏及び琴井氏の個人的な債務の返済と密接な関連を有する不正な取引である可能性を認識しながら、李氏にその取引を止めるよう進言するなどせず、漫然と放置したものと認められる。確かに、A・B取引については、G氏は従業員の立場で関与したものであるが、当時、G氏は、常務執行役員であり、李氏の側近として、李氏により経営企画本部長あるいは経営統轄本部長等として重用され、その指示を受けて特命案件を担当するとともに、李氏らに対するS J Iの仮払金の管理を任されていたのである。こうしたG氏の役割の重要性等に照らせば、同氏には、A・B取引に関与した点につき、本件に関連してS J Iに発生した損害について、不法行為に基づき、李氏及び琴井氏と共同して賠償義務を負わせるべきである。

なお、G氏は、後に述べるように、コーポレート統轄本部長として、平成24年10月から始まった国税当局の税務調査において、A取引について、架空取引である旨の疑いが生じたことを機に、以後、5回にもわたる取締役会等への報告の機会を有していたにもかかわらず、G氏がその都度、一貫して、李氏らによる不正行為の隠蔽を図ったのは、A・B取引について、李氏及び琴井氏の個人的な債務と密接な関連を有する不審な取引であり、不正な取引である可能性を認識していたことを強く推認させる事情であり、この意味では、G氏の累次にわたる隠蔽行為は、A・B取引に関与していた事実を前提として初めて合理的に理解できるものというべきである。したがって、G氏の責任を検討するに当たっては、A・B取引への関与から始まり、李氏らの不正行為の発覚を回避し、遅らせるため、累次にもわたって、その隠蔽を継続したという一連のG氏の行為を全体として評価すべきである。

イ 李氏の不正行為の発覚を遅らせ、回避するための一連の隠蔽行為について

G氏は、コーポレート統轄本部長として、平成24年10月から始まった国税当局の税務調査において、I氏から、国税当局からA取引については架空取引の疑いがある旨指摘を受け、李氏については背任罪という犯罪に該当する可能性についても示唆された上、この旨を経営陣に報告し、対処をするよう意見具申を受けたにもかかわらず、上記国税の指摘を軽視し、李氏の立場を慮る気持ちも働き、李氏ら取締役に個別に報告すること又は取締役会に報告して判断を委ねることを怠り、その後、同年12月下旬の取締役会、翌平成25年3月下旬の取締役会においても、国税の指摘内容を報告する機会があったにもかかわらず、あえてこれを報告しなかったものであり、G氏が

李氏の行った違法取引について隠蔽を図る意図を有していたことは明白である。

さらに、G氏が取締役役に就任後の同年8月上旬以降、I氏から、本件賦課決定通知書の写しの提示を受け、その内容を閲読し、そこには明らかにA取引10件が架空取引であり、それにE氏が架空の証憑等の作成に関与していたことが明記されていたことから、これが取締役会に付議すべき重大案件であったにもかかわらず、問題が露呈することを面倒と感じ、李氏の立場も慮って、本件賦課決定通知書の内容等を取締役に報告して、開示の要否も含め、あえて、取締役会の判断に委ねるなどの対応を行わず、意図的に、その隠蔽を図ったものである。したがって、G氏の責任は重く、同氏は、一連の隠蔽行為につき、取締役就任以前については、不法行為責任により、取締役に就任した平成25年8月上旬以降については、取締役の善管注意義務違反等により、S J Iが被った損害につき賠償義務を負うべきである。

(4) E氏の責任について

A取引10件について、E氏は李氏の指示で事務処理を担当していた者として、確かに取引の架空性については明確に認識していなかったものの、資金の流れ等から、この取引を不審に感じていたにもかかわらず、これを調査するなどの対応を怠った点において、担当社員として相応の責任を負うべきである。

なお、民事上の責任については、その立場等を考慮し、同氏に負わせることは適切ではないと考える。

(5) F氏の責任について

B取引について、F氏は李氏の指示で事務処理を担当していた者として取引の実在性には疑念を抱いていなかったと認められるが、同氏が貿易事務等につき、きちんと調査していれば、取引の不審点等を発見し得たにもかかわらず、これを怠った点において、担当社員として相応の責任を負うべきである。

ただし、民事上の責任については、その立場等を考慮し、同氏に負わせることは適切ではないと考える。

(6) H氏の責任について

H氏は、I氏からG氏と同様に上記報告を受けた後、G氏に報告したものの、その対応をG氏に委ねて、李氏ら取締役に個別に報告すること又は取締役会に報告して判断を委ねることを怠り、その後も、上司であるG氏の意向に従い、あるいは、これを忖度して、特段の対処をとらなかった面では責任を否定できないものの、同氏に、上司であるG氏が決定した方針とは異なる行動をとることを期待するのも酷な面があると考えられる。以上の点を勘案すれば、H氏に会社が被った損害について民事上の責任を問うことは相当とはいえないが、部長職にあった幹部社員として、上記の点につき、同氏は相応の責任を負うべきである。

(7) I氏の責任について

I氏は、上記のとおり、国税当局による税務調査の段階から、H氏及びG氏に対し、A取引について架空取引の疑いが認められる旨の指摘を受けていることなどの問題点を明確に伝えて、対処を講じるよう意見具申したものの、G氏及びH氏において、これを隠蔽する方針であることを知り、以後は、意見具申を諦め、G氏意思を忖度して行動するようになってしまったものである。I氏は、その立場において可能な限りの対応を行ったものと評価できるため、I氏に何らかの責任を負わせるのは相当ではないと史料する。

第9 検証によって浮かび上がった問題点と当社外委員会の見解

本件一連の不祥事は、S J Iにおいて、ガバナンス体制が確立し、これが機能していれば防ぐことができたものである。そして、当社外委員会は、S J Iにおいて、「李氏の個人商店」とでも評し得るような組織体制、社内風土(社員の間関係等)が構成されてきた事実こそが、本件一連の不正行為がS J I内において放置され、あるいは隠蔽されてきた原因だったと考える。

1 S J Iの組織形態が李氏を経営者とする個人商店的なものであったこと

本件の一連の不正行為の特徴は、S J Iの組織形態が未成熟な、個人商店的なものであった点にある。そのため、S J Iにおいては、ガバナンス体制の運用及び人事体制については、代表取締役社長である李氏の意向が強く働いていたため、同氏に対する牽制機能等が十分に発揮されなかった。

2 S J Iの会社運営及び事業拡大において、李氏らが資金調達のみも含めて、極めて重要な役割を果たしてきたこと

李氏及び琴井氏は、S J Iの上場時から、時には私財を投入するなどしてその発展に尽力してきた。また、S J Iが運転資金に窮した際には、李氏が自ら融資交渉等を行い、S J Iの推進及び発展に重要な役割を果たしてきた。そのため、S J Iの幹部社員は、S J Iは李氏や琴井氏とは運命共同体であると考えていた。この点にも、S J Iにおいてガバナンスが機能しなかった理由の一端がある。

3 李氏らのS J Iに対する強い思い入れと一体感、それに伴う金銭面での公私混同

李氏及び琴井氏は、S J Iに対し、創業時から自らが育て上げてきた会社であるとして、同社に対する個人的な強い思い入れと一体感を抱いてきたのであり、それが、A・B取引やD取引に見られるように、李氏や琴井氏に会社の資金と個人の資金の公私混同という感覚を引き起こさせたものと思われる。李氏らには、S J Iという上場会社に求められる社会的な責任等に対する認識が欠けていた。

4 S J Iの役職員らの李氏らに対する依存体質及び問題回避傾向

S J Iの役職員らは李氏らの経営手腕に強く期待し、それを信頼していたため、S J Iでは、その指示に従って行動することが会社の利益になるとの認識や行動傾向が広がっていたものと認められる。そのため、李氏らの行為に疑問を抱いたとしても、役職員らが率直に意見具申できるような雰囲気はなく、むしろ何か問

題が発生したとしても、李氏が最終的に解決してくれるだろうという、同氏への依存体質が根深く蔓延していた。

5 S J Iのコーポレートガバナンス体制上の不備

S J Iは、ガバナンスを構成する各種規程を制定しており、形式的には、おおむねその組織体制は整備されていたといえるが、当該ガバナンスが実質的に機能し、上場会社に相応しい体制が確立していたとは到底いえない。

(1) 取締役会の機能不全

A・B取引承認の審議の際、取締役会には真の取引スキームは伝えられておらず、本件賦課決定通知書に関しても、その存在すら取締役会に報告されなかったとはいえ、A・B取引は関連当事者間の取引を意味するものであったから、取締役会としては、A・B取引に承認を与えた後も、その取引が会社等の利益を害することのないように、また、そうした懸念を惹起することのないように、その取引を監視すべきであった。取締役会には、ガバナンスに対する認識の甘さがあり、その監視・監督責任を十分に果たしていなかった。

(2) 監査体制の機能不全

S J Iの監査体制は、監査役会のほかに、内部監査室、そして監査法人により成り立っていた。しかし、監査役会と内部監査室との組織的連携は十分に図られていたとはいえ、さらに、必要な資料が与えられていないなど、必要な組織体制が十分に構築されていたとはいえない状況にあった。

(3) コンプライアンス、リスクマネジメントの意識の欠如

S J Iにおいては、李氏ら経営陣を始め、役職員においても、コンプライアンスやリスクマネジメントの意識が欠如していた。

第10 S J Iのコーポレートガバナンスの再構築の在り方についての当社外委員会の提言

1 S J Iのガバナンスの再構築—特に経営監視委員会等の設置について

(1) はじめに

これまで検討してきたように、S J Iでは、取締役による不正行為を相互牽制により監視できるようなガバナンス体制を構築することが不可欠である。既に李氏や琴井氏ら旧経営陣は、劉氏を除き退任しており、同様の不正が発生する懸念は小さくなったと評価し得るものの、ガバナンスの観点からは、誰が経営陣であろうとも、その業務執行を相互に牽制し、監視できる体制を構築することが必要不可欠と思料する。

(2) 取締役会について

李氏により行われたA・B取引のような関連当事者間の取引は、会社等の利益を損なうおそれが多分に存するのであるから、S J Iにおいては、取締役会が、そのような取引の承認に際しては会社等の利益を害することがないように、その内容を十分に精査するとともに、承認後も取引の実施状況等に

ついて適時報告を受けるなどして、その推移を十分に監視すべき体制を早急に構築すべきである。取り分け、現在のS J Iにおける取締役会、監査役会の構成は、特定の大株主の意向を強く反映していると思われ、新経営陣が特定の大株主の便宜を図る懸念が少なからず存在する。そこで、今、S J Iの取締役会に求められるのは、公正で、適正かつ透明性のある経営を遂行し、経営判断における意思決定の自由を確保し、大株主・親会社からの経営の独立性を担保することである。そのためには、何よりも取締役会の構成の独立性が保障されることが望ましい。S J Iにおいては、現在の取締役会の構成を再検討されるよう提言しておきたい。

(3) 監査体制について

S J Iにおいては、上記の監査体制の問題点を改善し、監査体制が十分に機能し得る体制を早急に構築する必要がある。

現在、S J Iの監査役会を構成する3名の監査役のうち、常勤監査役を含む2名は、大株主の推薦を受けて就任したものである。上記のように、大株主が多数の取締役を派遣しており、日常的にこれを監督する立場にある常勤監査役もまた大株主の推薦を受けている事実を鑑みれば、常勤監査役による牽制機能が十全であるかについて疑問が残るところである。監査体制の充実を図るためにも、常勤監査役のメンバーの増員あるいは社外監査役を増やす等、監査役会の構成について再検討する余地があると思料する。

(4) 「経営監視委員会」等の外部専門家による諮問機関の設置について

S J Iは、ガバナンス体制の再構築等を担う組織として「ガバナンス推進室」を新設したことは、ガバナンス体制の再構築に向けての取組への強い意欲を窺わせるものとして、評価できる。しかし、現在S J Iに求められるのは、取締役・監査役の構成に表れているように、大株主・親会社からの経営の独立性に対する一般株主・市場・市場関係者の懸念の払拭であり、この払拭なくしては、新生S J Iとしての再出発は極めて困難であろう。このようなS J Iの置かれている現状に鑑み、当社外委員会は、S J Iに対し、ガバナンス体制の充実・強化の方策の一環として、弁護士や公認会計士といった外部専門家から構成される「経営監視委員会」等の外部機関を設置することを提言するものである。そして、「経営監視委員会」等の機関においては、支配株主や親会社等とS J Iとの利益相反に係る関連当事者取引等に先立ち、その適正性等について監視し、経営の独立性を担保すると同時に、組織体制の再編成等を始め、ガバナンス体制の再構築に係る事項について助言・指導あるいは再発防止策等の改善措置の実施状況についてモニタリングすることが必要と考える。

2 人事制度改革の必要性

これまでのS J Iでは、李氏の指示を忠実に実行する者が重用されてきた面のあることは否定できない。今後は、経営陣に対しても意見をはっきりと述べ、

不正行為には断固として反対できる人材が評価され、登用されるような人事制度を構築し、運用すべきである。

3 意識改革の必要性

S J I の従来の企業風土が一連の不祥事の要因でもあった。今後は、指示待ちの企業文化・風土を改善し、社員一人一人が、主体的・積極的に考えて行動し、ボトムアップ型意思決定がなされる企業文化を醸成すべく、社員の意識改革に向けた施策が講じられるべきである。

4 本件関係者の処分及び民事責任の追及

(1) 本件関係者に対する懲戒処分

既述したとおり、E氏、F氏、H氏の3名については、それぞれ責任を負うべきと考えられるところ、S J I は、今後、在職中のE氏、F氏及びH氏3名につき、その責任を問うため、同社の就業規則及び賞罰規程にのっとり、懲戒処分に付すべきである。

(2) 民事責任追及の対象者

S J I は、李氏及び琴井氏に対し、既述したとおり、取締役としての善管注意義務違反等を理由に、S J I に発生した損害について賠償を求めべきである。さらに、S J I は、G氏に対し、既述したとおり、A・B取引に関与した点については、不法行為責任を追及すべきであり、李氏らの不正行為についての一連の隠蔽についても、取締役就任前においては、不法行為責任を追及すべきであり、取締役就任後においては、取締役としての善管注意義務違反等を理由にS J I に発生した損害について賠償を求めべきである。

第11 再発防止策の検討・実施状況等の検証

S J I は、第三者委員会から提言を受けた6項目の個別的な再発防止策と自ら提起した2項目の再発防止策について、以下の具体的是正策を策定し、当社外委員会の助言・指導の下、検討を重ねてきたところ、その検討結果の概要を、平成27年6月24日付けIR「再発防止策及び法令遵守体制の整備等の改善措置の実施状況並びに今後の方針等に関するお知らせ」において公表した。S J I が策定した具体的な是正策は上記IRに記載のとおりであるため、以下では、主に、これらの是正策に対する当社外委員会の検証結果を述べることとする。

1 不適切な取引の発生防止に向けた事前及び事後のチェック機能の充実・強化

(1) 仕入先に対する客観的かつ厳格な与信審査の徹底

S J I では、今後、商社取引、すなわち、S J I グループが商流には入るものの、物流から外れ、実際に商品の受領や発送は行わない取引を行う場合には、購買部門による仕入先会社情報（例えば登記情報、東京商工リサーチ、ホームページ等）による与信情報確認及び仕入先担当窓口によ

る実在性確認（電話、メール等）による客観的な審査手法を規程あるいは実施要領として整備することとした。

これを踏まえ、S J Iは、与信管理規程、協力会社管理運用マニュアル等各種規程の内容を改定し、仕入先に対する徹底した与信審査を行うことを担当者に義務付け、与信情報確認審査の厳格化を図った。これら規程の改定は、第三者委員会の提言趣旨を踏まえた実効性の高い規程であると評価できる。

(2) 仕入と販売の職務分離による牽制機能の確保

S J Iは、組織改正により購買部門での物品仕入責任者を明確に定めるとともに、営業部門等の違反者への懲戒処分の徹底、営業部門から仕入先への発注に関する経費伝票の差止め等の施策を販売管理規程あるいは購買管理規程等に定め運用することとした。また、これらの運用状況については、内部監査室等の独立部門によりモニタリングを実施することとした。

S J Iは、第26期定時株主総会后、速やかに購買部門における物品仕入責任者を選定することで、責任の所在を明確にするとともに、営業部門との牽制機能強化にも取り組んでいるものの、営業部門から仕入先への発注に関する経費伝票の差し止め措置及び当該措置に違反した場合の懲戒処分、仕入先担当窓口に対する実在性確認に関する条項、商品出荷等の納入事実を確認するべく各種の証憑を収集する旨の条項等については、いまだ規定するに至っていないことから、これらの点に関しては、今後策定していく予定であるとのことである。そのため、引き続き外部機関によるチェックが必要になると考える。

(3) 取引の実在性の確認の徹底

S J Iでは、今後、商社取引においては、仕入先における商品出荷時の出荷伝票あるいは輸送業者への送り状、納入時の納入伝票等、通関インボイス、船荷証券控え等の複数の証憑により商品の出荷や納入の事実を確認するよう販売管理規程を改定するとともに、これらの証憑を確認する役割部門を定めることとし、運用状況については、内部監査室等の独立部門によりモニタリングを実施することとした。

もつとも、S J Iにおいては、いまだこれらの施策を実施するに至っておらず、今後規程等も含めて策定していく予定であるとのことである。そのため、引き続き外部機関によるチェックが必要になると考える。

2 関係会社の管理体制の充実・強化

S J Iは、関係会社管理規程の整備を進めて、事前承認事項・報告事項等の具体的な基準を定め、関係会社管理規程に対応した子会社の社内規程を整備することとした。また、中間持株会社単独での商取引を禁止することとした。

これを踏まえ、S J Iは、関係会社管理規程を改定し、事前承認事項・報告事項等の運用基準を明確化した。これら規程の具体化については、第三者委員

会の調査報告書の提言に沿った規程改定と認められる。もっとも、子会社の特性に応じた子会社ごとの規程及び中間持株会社の商取引の禁止に関しては、い
ては、いまだ整備されていないため、引き続き外部機関によるチェックが必要
になると考える。

3 財務経理部門の機能の充実・強化

S J Iは、暫定的な措置として財務経理担当執行役員を選定すること及び最
高財務責任者（CFO）を任命することとし、最高財務責任者の下で、財務経
理部門において資金調達・管理・決済等を適正化し、資金調達機能の強化を図
ることとした。また、S J I直轄の中間持株会社であるS J P a c i f i c
L i m i t e d（以下「S J A P」という。）及びS J I香港については、事
業会社ではなく、海外グループ子会社の連結管理・資産管理を目的とする会社
であることから、財務経理本部の管理下に置く方向で整理を進めることとし、
債権回収管理を適切に行うべく、債務者の確認、契約実態の確認、督促、担保
徴収、法的措置といった各段階における管理項目を検討・整理した上、実施担
当者や回収状況の進捗管理に関して債権回収実施要領において整備すること
とした。

これを踏まえ、S J Iは、山口氏を最高財務責任者として任命し、財務権限
につき他の代表取締役と権限を独立分離させ、相互牽制の効く体制の構築を行
った。このことは、S J Iが第三者委員会の提言内容を踏まえた対応であると
評価することができる。もっとも、その余の再発防止策は、いずれも新体制に
移行した7月以降に整備される予定であるとのことであり、引き続き外部機関
によるチェックが必要になると考える。

4 公印（会社実印）の適正な管理体制の構築

S J Iは、社用印章について上級管理職下で管理することとし、決裁事案の
決裁者と管理責任者を規程上も明確に分離することで、決裁者と管理責任者の
牽制機能を働かせ、実態と整合する形で規程を改めることとし、印章の保管方
法についても明確な規程を設け、社外持ち出しの場合についても厳格な要件を
定めることとした。また、社用印章を使用した際の押捺記録簿への記録の徹底を
図るとともに、押捺記録簿を四半期ごとに常勤監査役等適切な部門に報告する
ことにより、押捺記録簿への記録遵守がなされているかを定期的にモニタリン
グすることとした。実印の使用に関しては、実印の管理責任者のみならず管理
本部長も要件確認を行うことで、チェック機能の強化を図ることとした。

これを踏まえ、S J Iは、印章管理規程を改定し、保管責任者を明記すると
ともに、押捺に至るまでの社用印章使用に係る手続を整備し、現在、当該改定
に基づいた運用が行われている。そのため、S J Iの印章管理体制は、今後発
生しうる不正な取引・不祥事を相当程度排除しうる内容に変更されたと評価で
き、不当・違法な取引を未然に防止できるような体制の構築が進んでいるもの
と評価することができる。

5 内部通報制度の有効・充実化

S J Iは、内部通報制度につき、通報窓口を社内だけでなく社外の専門家(弁護士等)とすることや、匿名による通報も可能とすることとして制度を充実させ、コンプライアンス確保にとって実効性のある内部通報制度を再構築することとした。これを踏まえ、S J Iは、ヘルプライン規程を改定することで運用の実効性確保手段を構築し、当該規程の改定は、第三者委員会の提言内容をおおむね満たすものであると評価できる。

6 全社的なコンプライアンス意識向上に向けた研修受講の義務化

S J Iは、自らのコンプライアンス意識を向上させる目的で、企業倫理、コンプライアンス等に関する階層別研修を定期的実施し、全社的に研修受講を義務化することとした。これを踏まえ、S J Iは、階層別研修に関するコンプライアンス研修計画をまとめ、着実にコンプライアンス研修を実施していることが認められる。かかるS J Iの取組は、第三者委員会の提言に沿ったものとして十分評価に値するものである。

7 貸付債権・借入債務・仮払金等の管理及び会計上の見積りの客観的实施過程の確保

(1) 貸付金・貸付債権の評価・管理の強化と評価基準適用の厳格化

S J Iは、ビジネス上の貸付けを原則的に認めないこととし、例外的な貸付けの実施については、全て取締役会決議を要し、職務権限規程付表金額決裁権限表に規定する決裁を受けることとした。また、当該取締役会決議には、④貸付条件(金額、期日、利息、遅延利息等)、⑤貸付理由及び資金使途、⑥期限内に回収できることの蓋然性、⑦回収リスクに関する対応策、⑧貸付先の財務諸表に関する資料を付議資料として添付することとした。さらに、貸付実施後の貸付条件の変更(貸付期限延長等)についても同様に全て取締役会決議とし、貸付先の与信判断に必要な情報については、見直したものを付議資料として添付し決裁を受けるものとし、貸付実施後の貸付債権の評価については、貸倒引当金計上の評価基準を見直すこととした。

これを踏まえ、S J Iは、職務権限規程付表金額決裁権限表に原則的に貸付けは行わず、例外的に行う場合には取締役会決議を経ることを規定し、経理規程においては、貸倒引当金計上の評価基準を見直した。これら規程の改定は、自ら策定した再発防止策を適切に履行するものとして評価できるものである。

(2) 仮払金(前渡金)の評価・管理の強化と評価基準適用の厳格化

S J Iは、仮払金について、出張・接待・現場での小口経費を除き原則として認めないこととし、高額な仮払いを行う場合には、使途・理由を明確にした上で取締役会決議に諮ることとした。これを踏まえ、S J Iは、仮払金に関する金額基準改定、業務分掌規程の改定を行っており、これら規程の改

定は、自ら策定した再発防止策を適切に履行するものとして評価できるものである。

(3) 借入金・借入債務の評価・管理の強化と評価基準適用の厳格化

S J Iは、借入金明細表に、貸付先との対応状況等を記載し、借入期日到来時点における遅延損害金発生処理や当該損害金に関する会計処理を漏れなく実施するために、借入金の管理に関する実施要領を整備することとした。また、財務経理本部の業務につき、業務分掌規程の「金融機関との取引に関する事項」という記載が抽象的であることから、同規程を「金融機関との契約内容に関する定期的なチェック及び金融機関に対する確認」と改めることで業務内容をより明確化することとした。もっとも、これら借入金に関する実施要領の整備や業務分掌規程の改定については、いまだS J Iにおいて策定されていないことから、引き続き外部機関によるチェックが必要になると考える。

8 小括

当社外委員会は、S J Iが検討した個別的な再発防止策の有効性・妥当性について多角的に検証した。もとより、これらの再発防止策はS J Iのガバナンスが再構築されてはじめて効果的に機能するものである。また、再発防止策の中には、本年6月末から実施されたものやいまだ検討中のものもみられる。

これらを踏まえると、当社外委員会としては、現段階では、全体的に見て、S J Iの再発防止策が適切に運用され、効果的に機能していると評するには時期早尚と言わざるをえず、この点については、今後設置されるであろう「経営監視委員会」等によるモニタリングを要するものと考ええる。

第12 検証を終えて

当社外委員会は、李氏が主導した本件の一連の不正行為につき、S J Iのコーポレートガバナンスの問題点に光を当て、可能な限りの事実調査を行い、これを踏まえて、S J Iのガバナンス上の問題点を解明するとともに、個別的な再発防止策の検討・実施状況についても検証してきた。

S J Iで発生した一連の本件不祥事は、会社の経営トップである代表取締役社長が会社の通常の商取引を仮装して捻出した会社資金を個人的な債務の返済資金として流用した比較的規模の大きな「会社役員による特別背任」ともいえる行為、会社名義の銀行口座を利用した資金の個人的流用などが中心であった。一言で言えば、会社の私物化であり、会社と個人との区別を忘れた「公私混同」の世界であり、会社幹部らは会社トップの違法行為に気が付いてもこれに異を唱えなかったし、これを誰も制御できなかった会社の風土・体質が看取された。第三者委員会は、本事案を、主として、コンプライアンス（法令遵守）の欠如という観点から捉え、多角的、網羅的な再発防止策等を提言したが、それは傾聴に値するものであったと考える。

当社外委員会は、会社の経営トップによる違法行為がなぜまかり通ったのか、なぜ側近等の会社幹部がこの違法行為を止められなかったのかという観点からアプローチし、本件は会社経営トップのコンプライアンス意識の欠如は当然のことではあるが、この違法行為を許した会社の組織体制に問題があったことから、それを会社の企業風土の問題と捉えた。つまり、ガバナンス（会社が正常に機能するための統治・監視組織）の問題に焦点を当てるべきだと考えた。この報告書は、そのような考え方に立脚して作成されたものである。

平成27年6月29日に開催された定時株主総会で、本件各不正行為に関与した李氏及び琴井氏は退任し、本件の隠蔽行為に関与したG氏との顧問契約も終了した。これにより、S J Iは旧経営陣を一新し、李時代の経営体制からの決別を図ったものとして、積極的に評価し得るところである。

S J Iの新経営陣にとっては、今後、李氏及び琴井氏の影響等を受けることなく、近時実行されたS J Iの増資により安定した財務基盤を維持・発展させるとともに、今後強固なガバナンス体制を再構築することが肝要である。

当社外委員会は、新経営陣のヒアリングを通じて、長年の間に醸成されたS J Iの負の社風とでも言うべき企業風土も変えるように努め、「特設注意市場銘柄」からの脱却に向けて、全社一丸となって、積極的に取り組もうとする意欲を酌み取ることができた。

今後、S J Iは、当社外委員会の提言を真摯に受け止め、ガバナンス体制の再構築、コンプライアンス意識の役職員への徹底を実現するとともに、再発防止策等の改善措置にも着実に取り組んでいき、「経営監視委員会」の指導・監視を受けながら、近い将来、必ずや特設注意市場銘柄から脱却し、企業価値の再生を果たすことを期待して、本検証を終えることとする。

以 上